

令和7年度佐賀県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要領

1. 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者になることが予定される者を対象に、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画等を作成するために必要な知識及び技術を修得させ、小規模多機能型サービス事業等における介護サービスの質の確保と向上を図る。

2. 実施主体

佐賀県

3. 研修日程及び会場

日 時 令和8年(2026年)3月18日(水)・3月19日(木)

3月18日(水) 10:00～15:40 (9時45分から受付開始)

3月19日(木) 9:15～15:40

会 場 アバンセ（佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター）

(18日) 第2研修室A (19日) 第1研修室A

〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-11 (どんどんの森内)

4. 受講対象者及び定員

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修（実践者研修）を修了した者（認知症介護実務者研修（基礎課程）を修了した者を含む）。

20名（定員）

5. 研修内容

別紙1「研修カリキュラム」参照

6. 受講料

3,000円 ※研修初日の受付時に徴収します。

7. 受講方法

(1) 申込み方法

・受講を希望する事業所は、受講申込書（別紙2）に必要事項を記入し、認知症介護実践研修（実践者研修）又は認知症介護実務者研修（基礎課程）の修了証の写しを添付し、令和8年2月20日(金)（必着）までに事業所が所在する各介護保険者（参照：介護保険者一覧）に提出すること。

※令和7年度第3回認知症介護実践者研修（研修期間：令和8年1月14日(水)～令和8年3月6日(金)）の修了予定者は、修了証の交付を受け次第、写しを県長寿社会課に直接提出すること。

・各介護保険者の長は、令和8年2月27日(金)までに研修受講推薦者をとりまとめのうえ、受講申込書（別紙2）、推薦書（別紙3）、推薦者名簿（別紙様式）及び推薦者の研修修了証の写しを県長寿社会課に提出する。

(2) 受講希望者が多数の場合は、当課で受講者を選考する。

(3) 受講決定通知は、申込者及び各介護保険者の長に送付する。（令和8年3月5日頃を予定）。

8. その他

- ・ 全てのカリキュラムを受講した者には、修了証書を交付するが、欠席、遅刻、早退等で未受講の科目がある場合などにおいては、修了証書を交付しない。
- ・ 本研修は、佐賀県が佐賀県認知症グループホーム協会に委託して実施する。

【問い合わせ先】

佐賀県 健康福祉部 長寿社会課

共生社会推進担当 中川原

電話 0952-25-7612

メール tiikihoukatsu@pref.saga.lg.jp